

令和5年4月に発生した農作業死傷事故 6月のワンポイント 農林水産省HP等による公表

タイトル

草刈り・水路の管理作業に注意！
(4月に発生した農作業死傷事故と6月のワンポイント)

<4月に発生した農作業死傷事故:29件>

うち農業機械作業に係るもの:21件

- 4月は9件の死亡事故を含む29件の死傷事故が報告されました。
農作業が本格化する時期となり、事故件数も増加してきています。疲労は判断力や注意力を鈍らせる要因にもなりますので、こまめに休憩をとるなど体調に合わせた無理のない作業計画を立てましょう。

<6月のワンポイント>

- 4月の事故報告においても、刈払機の刈歯に接触する事故や沢への転落事故が報告されています。例年、6月は水田や畑の管理作業時の事故が多く報告されていますので、あらためて注意事項を確認しましょう。
- 刈払機を使用する際は、以下の3点に注意してください。
 - ① ヘルメット、保護メガネ、防振手袋など保護具がなければ作業しない。
 - ② 作業前に小石や枝、硬い異物などを除去し、半径15m以内に人を立ち入らせない。
 - ③ 刈刃に詰まった草や異物を取り除く際は動力を止める。
- 降水量の多い6月は、水路での事故に気をつけましょう。普段からゴミの除去などで立ちこんでいる水路でも、増水すれば命を落としかねない危険箇所になります。防災科学技術研究所では、「浸水の深さがひざ上までになると歩くのが困難になる」と警告しています。歩けなければ水路から脱出できないということですから、決して油断をしないでください。

4月に発生した農作業死傷事故
6月のワンポイント

令和5年春の農作業安全確認運動
徹底しよう！農業機械の転落・転倒対策

異物は作業前に
排除！

・ヘルメット
・保護メガネ
・防振手袋等
保護具を装着！

水路が増水している時は
近づかないで！

15m以内には
立ち入らせない！

刈刃に草や異物が詰まったら
動力を止めて取り除く！

